

山形県屋外広告物条例等が一部改正されました

～有資格者による点検と点検結果の提出が必要になります～

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、看板などの屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

山形県では、こうした状況を考慮し、条例の目的である公衆に対する危害の防止を実現していくために定期的な点検が行われるよう、山形県屋外広告物条例等の一部を改正いたしました。

【主な改正のポイント】(平成 30 年 10 月 1 日施行)

○点検が義務化されました

屋外広告物の表示者、設置者に対して、**広告物の劣化等の状況を点検**することが義務付けられました。

許可の要・不要を問わず、下記の広告物を除く**全ての広告物が点検の対象**です。

点検の対象から除外される広告物

電力柱等利用広告（ただし、袖看板は点検対象）、はり紙、はり札等、立て看板等、広告幕、広告旗、アドバルーン、道路標識

○資格を持つ者が安全点検を行う必要があります

有資格者は以下のとおりです。

	建植広告	壁面利用広告	屋上利用広告	袖看板
	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)
・屋外広告士	○	○	○	○
・日広連(※)開催の点検技能講習会修了者	(○)	(○)	(○)	(○)
・一級建築士(◆)	○	○	○	×
・二級建築士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・一級建築施工管理技士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・第一種電気工事士(◆)	×	×	×	○
・第二種電気工事士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・特種電気工事資格者(◆)	×	×	×	○
	(○)	(○)	(○)	(○)

※ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

◆ 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

○点検結果を報告してください

知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に**申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果**を記録した「安全点検報告書」を提出することが義務付けられます。

点検結果の報告義務は、**平成 30 年 10 月 1 日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用**となります。「安全点検報告書」の様式は県の屋外広告物のHPからダウンロードできます。

※許可を要しない屋外広告物の場合、点検は義務付けられますが、「安全点検結果報告書」の提出は不要です。

山形県県土整備部県土利用政策課 TEL:023-630-2581 詳しくは **やまがたの屋外広告物** で検索

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180032/okugaikoukokubutu/yamagatanookugaikoukokubutu.html>

～ よくある質問 ～



Q どのような屋外広告物が、点検の義務の対象となるの？

独立して地上に設置されたもの（建植広告）、建物の壁面や屋上を利用して設置されたもの（壁面利用広告、屋上利用広告）、電力柱等利用広告（袖看板）が該当します。

はり紙、はり札等、立て看板など、簡易なものについては対象外となります。



Q 所有者やビル管理者が点検してもいいの？

点検の義務は、その広告物の表示者又は設置者が負いますが、点検そのものを実施する人は、屋外広告士などの有資格者でなければなりません。



Q いつ点検すればいいの？

屋外広告物の表示者等は、広告物の管理を怠らず、広告物を安全かつ良好な状態に保持しなければならない義務があります。

点検頻度は表示者等の判断によりますが、更新の許可申請時に、点検結果の報告を要するものについては、少なくとも許可更新申請書を提出する日前3月以内に点検を実施する必要があります。



Q 点検の結果、異状が見つかり、修繕が必要と言われましたが、費用がかかるためすぐに修繕できません。

修繕が必要な箇所をそのまま放置しておく、劣化が進行し、倒壊・落下などの重大な事故につながり、場合により第三者に被害を及ぼしたりする可能性があります。

直ちに修繕が難しくても、応急処置や人が近寄れないようにするなどの対応を行い、できる限り早めに修繕できるよう、計画を立ててください。



Q 点検できる有資格者を探したいのですが？

山形県内であれば、下記の業界団体に相談していただくことができます。

・山形県屋外広告美術協同組合 Tel：023-615-3120

（月・水・金 10：00～12：00、13：00～15：00）

○問い合わせ先

※山形県屋外広告物条例、屋外広告業に関する問い合わせ先

山形県県土整備部 県土利用政策課 Tel：023-630-2581

※屋外広告物の許可に関する問い合わせ先

広告物設置の市町村	問い合わせ先	電話番号
上山市、天童市、山辺町、中山町	村山総合支庁（本庁舎）建設総務課	023-621-8190
寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	村山総合支庁（西庁舎）建設総務課	0237-86-8377
村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁（北庁舎）建設総務課	0237-47-8655
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 建設総務課	0233-29-1376
米沢市、南陽市、高畠町、川西町	置賜総合支庁（本庁舎）建設総務課	0238-26-6069
長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁（西庁舎）建設総務課	0238-88-8223
鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 建設総務課	0235-66-5586
酒田市	酒田市企画部都市デザイン課	0234-26-5746

※山形市内に屋外広告物を設置する場合は、山形市屋外広告物条例が適用されます。

山形市まちなみデザイン課（電話 023-641-1212 内線 525）にお問い合わせください。